

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年3月25日 午前8時57分～午前9時29分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	成川幸太郎
副委員長	坂口健太	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

○その他の議員

議員 井上勝博 議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	観光・スポーツ対策監	坂元安夫
総務課長	古里洋一郎		
文書法制室長	川畑央	建設部長	久保信治
財政課長	鬼塚雅之		
企画政策部長	末永隆光	消防局長	中村真
市民福祉部長	小柳津賢一	教育部長	上大迫修
医療福祉対策監	平原一洋		
		議会事務局長	道場益男
商工観光部長	古川英利	議事調査課長	堀ノ内孝

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- ・ 今期定例会に付議される議案の審議方法等について

△開 会

○委員長（徳永武次）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（川添公貴）おはようございます。本日最終日となりましたけど、議事運営が円滑に進みますよう、またよろしく願いしたいと思います。

コロナの影響で、残念なことに退職者の方々の送別会ができないということで残念ですが、本日、全協の後に御挨拶を賜ることになっています。皆さん、盛大な拍手がいいのか、それとも激励がいいのか分かりませんが、よろしく願いしたいと思います。

今日は、追加議案等、たくさんある予定ですので、慎重なる御審議をよろしくお願いします。

以上です。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（徳永武次）それでは、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料１－１、付議事件等区分表案を御覧ください。

まず、当局からの報告が２件、報告第１号及び２号は、公用車による交通事故の損害賠償及び和解に係る専決処分について、本日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、市長提出の人事議案４件、補正議案５件の計９件であります。

議案第４５号は、任期満了に伴う監査委員の選任について、議案第４６号及び４７号の議案２件は、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、４６号が任期満了に伴うもの、４７号が、委員の辞任に伴うものであります。

議案第４８号から５０号までの議案３件は、令和２年度の補正予算案であり、４８号が一般会計補正予算、４９号が国民健康保険事業特別会計補正予算、５０号が国民健康保険直営診療施設勘定

特別会計補正予算であります。

議案第５１号及び５２号の議案２件は、令和３年度の補正予算案であり、５１号が一般会計補正予算、５２号が国民健康保険事業特別会計補正予算であります。

議案第５３号は、知識副市長が３月３１日をもって退職されることに伴う副議長の選任議案であり、以上の議案９件は、いずれも本日の本会議で審議してはと考えます。

なお、人権擁護委員候補者の推薦に係る議案の審議方法につきましては、議案２件を一括議題とし、提案理由等の一括説明を受けた後、一括質疑を行い、討論がなかった場合は一括して簡易採決とし、反対討論や一括採決に異議があった場合は、１件ずつ起立採決を行ってはと考えます。

次に、資料１－２、討論通告書一覧を御覧ください。４名の議員から討論通告がございました。生活福祉委員会付託案件では、井上議員から、議案第１８号、２０号、３５号、３７号、３８号に対する反対討論と、陳情第１号に対する賛成討論、溝上議員からは、議案第２０号に対する賛成討論、坂口議員からは、陳情第１号に対する賛成討論がそれぞれ予定されております。

討論の順序につきましては、委員長報告ごとを一括して討論を行う件数の多い順、また、件数が同じ場合は、通告順とすることで、現在運用されておりますことから、記載のとおり、井上議員、溝上議員、坂口議員の順となっております。

井上議員におかれましては、記載の生活福祉委員会付託案件の６件については、一括して討論いただくこととなります。

次に、各常任委員会に分割付託されておりました令和３年度一般会計予算につきましては、井上議員の反対討論、山中議員及び坂口議員の賛成討論が予定されております。本案は、１議事１議題となりますことから、討論の順序につきましては、原則どおり委員長報告に反対、賛成の順に交互に行い、賛否が同一の場合は通告順となりますことから、井上議員、山中議員、坂口議員の順に討論いただくこととなります。

次に資料１－３、議案等採決区分表を御覧ください。

総務文教委員会付託案件では、議案第１１号から１３号までの議案３件を一括して簡易採決とし、

生活福祉委員会付託案件では、反対討論通告のあった議案第18号、20号、35号、37号、38号の順に1件ずつ電子表決システムにより採決を行った後、議案第15号から17号、19号、30号、31号、36号、39号、40号、41号の議案10件を一括して簡易採決とし、その後、賛成討論のあった陳情第1号を電子表決システムにより採決、産業建設委員会付託案件では、議案第21号から28号まで、32号から34号まで、42号から44号までの議案14件を一括して簡易採決とし、次に、各常任委員会に分割付託されておりました議案第29号については、各常任委員長の報告の後、討論を行い、その後、電子表決システムにより採決をしてはと考えます。

最後に、除斥議案となります総務文教委員会付託分の議案第14号につきましては、瀬尾議員除斥の後、簡易採決にしてはと考えます。

以上でございます。

○委員長（徳永武次） ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（鬼塚雅之） 議案第48号から議案第50号までの各会計補正予算の概要について説明いたします。

それでは、令和2年度薩摩川内市各会計予算書第16回補正の53ページを御覧ください。

今回の補正は一般会計のほか、国民健康保険事業及び国民健康保険直営診療施設勘定の2特別会計において、予算補正を行うものであります。

一般会計の補正額は6億1,743万2,000円の増額で、補正後の額を69億7,585万1,000円とするものであります。

次に、特別会計の補正内容について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計は、歳入において、県支出金を減額し、歳出において、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金を減額するものであり、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計は、歳入において、繰入金を減額し、歳出において、一般管理費を減額するほか、繰越明許費の設定をするものでございます。

次に一般会計について説明しますので、55ページの歳出目的別を御覧ください。

総務費では、財産一般管理費において、今後の

財源対策として財政調整基金積立金を増額するものであります。

民生費では、保育所運営費において、実績見込みにより補助事業扶助費を増額するものであります。

衛生費では、地域医療対策費において、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金を増額し、感染症等予防費において、国からの内示に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化に必要な経費を増額するとともに、同ワクチン接種に要する経費について、国からの通知により今年度の予算措置が不要となったことから、同ワクチン接種経費を減額するものであります。

教育費では、教育研修費において、国の補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により研修機会を逸した教職員に対し、コロナ禍において必要な研修経費を計上し、小学校管理費及び中学校管理費において、国の補正予算に伴い、学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化に要する経費を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。1ページお戻りいただき、54ページの歳入を御覧ください。

地方消費税交付金では、交付決定に伴い増額するものであります。

地方交付税では、特別交付税の交付決定に伴い増額するものであります。

国庫支出金では、児童福祉費負担金において、保育所運営費の増額に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金を増額し、保健衛生費負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る令和2年度経費を減額したことから、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を減額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び保健衛生費補助金において、国の補正に伴う内示等により同交付金及び同補助金を増額するものであります。

県支出金では、児童福祉費負担金及び児童福祉費補助金において、保育所運営費の増額に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金及び同費地方単独費用補助金を増額するものであります。

寄附金では、保健衛生費寄附金において、1件の15万円を、農林水産業費寄附金において、1件の40万円を、教育費寄附金において1件の

5万円を、消防費寄附金において、1件の1,000万円を、御寄附いただきましたのでそれぞれ増額するものであります。

諸収入では、雑入において、鹿児島県市町村振興協会市町村交付金の決定により増額するものであります。

市債では、小災害復旧事業債及び減収補填債において、借入見込額によりそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費補正について説明いたしますので、5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正の追加の3事業は、学校教育活動継続支援事業（教職員研修支援）ほか2件を追加し、変更の2事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の金額を減額するとともに、新型コロナウイルス感染症関連地域経済対策支援事業の金額を増額するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたしますので、6ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正の変更は、川内駅東口駐車場借上事業の期間を令和3年度から令和31年度までとしていたものを、令和3年度から令和32年度までと変更するものであります。

最後に、地方債補正について説明いたしますので、7ページを御覧ください。

第4表、地方債補正の変更は、減収補填債の限度額を減額し、廃止は、小災害復旧事業を廃止するものであります。

引き続き、令和3年度の第1回補正について説明をいたします。

議案第51号及び議案第52号の各会計補正予算の概要でございます。

それでは令和3年度薩摩川内市各会計予算書第1回補正の29ページを御覧ください。

今回の補正は、一般会計及び国民健康保険事業特別会計において、予算補正を行うものであります。

一般会計の補正額は6億2,403万5,000円の増額で、補正後の額を532億9,403万5,000とするものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計の補正内容について説明いたします。

傷病手当金の支給が令和3年6月まで延長されたことに伴い、歳入において、県支出金を増額し、

歳出において、傷病手当金を計上するものであります。

次に、一般会計の補正内容について説明いたしますので、31ページの歳出目的別を御覧ください。

総務費では、個人番号事業費において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として窓口の混雑解消等を行うため、マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入経費を計上するものであります。

民生費では、生活困窮者自立支援事業費において、緊急小口資金等の貸付期間が延長されたことに伴い、感染症の影響を受けている生活困窮者等を支援する緊急生活支援金に係る市社会福祉協議会への補助金を計上するものであります。

衛生費では、感染症等予防費において、感染症の感染拡大に備え、マスクや防護服等の衛生備蓄品を購入する経費を計上するとともに、国からの通知により、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を計上し、また、円滑なワクチン接種を推進するため、同接種を実施する医療機関に対し協力金を支給するものであります。

商工費では、地域経済事業費において、感染症の影響により、厳しい経営環境にある商店街等のにぎわい回復のため実施する取組に対し、その経費を支援し、物産販売事業費において、感染症の影響により、厳しい経営環境にある飲食店の利用を促進し、経済活動の回復と感染防止対策を図るため、キャッシュレス決済の導入促進を行うとともに、利用者へのポイント付与による消費拡大キャンペーンを実施する経費を計上し、併せて、感染症の影響により、観光客等の減少に伴う物産等の販売不振対策として、ECサイトを活用した販売促進を行うための経費を計上するものでございます。

土木費では、建築指導費において、感染症の影響により、低迷した経済の回復を図るとともに、市民の住環境の維持・向上を図るため、市内事業者を利用し住宅改修を行うものに対し支援する経費を計上し、公園管理事業費において、感染症の感染防止対策として、利用者の多い公園トイレ施設を新しい生活様式に対応した、洋式トイレ等に改修する経費を計上するものであります。

消防費では、感染症患者等を救急搬送する際に、

隊員等の感染防止を図るためサージカルマスクやディスポーザブル型蘇生バッグ等を整備するとともに、隊員等の感染防止対策を行うため、各消防署等に非接触式検知器を整備し、併せて、トイレの手洗い器を自動水栓に改修する経費を計上するものであります。

教育費では、学校保健体育運営管理費において、学校現場での感染防止対策を強化するとともに、同対策に係る教職員の負担軽減を行い、教職員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備に係る経費を計上し、文化ホール管理費、歴史資料館管理費、図書館管理費等において、感染症の感染防止対策を効率的に行うため、各施設に非接触式検知器を整備する経費を計上し、併せて、図書館管理費においては、感染症の感染防止対策を行うとともに、来館者の利便性向上を図るため、トイレの改修経費を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたします。前のページにお戻りいただき、30ページの歳入を御覧ください。

国庫支出金では、ワクチン接種に係る財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を計上するとともに、感染症の感染拡大防止対策や地域経済対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

繰入金では、今回補正に係る財源として財政調整基金繰入金を増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見ありませんか。

○委員（瀬尾和敬）新年度予算がまだ確定していない段階で、こうやって令和3年度の補正予算という形で出されているんですが、これは、こういう手法というのは、私は初めて体験するんですけど、ここに至った経緯というのは何か。

○総務部長（田代健一）今年度においても同様の事例発生いたしておるところですけれども、今年、それから、来年度に向けての予算につきましては、国も翌年度予算も含めた15か月予算という考え方をする中で、国が3次補正のほうを組まれました。そういった中で、地方に対しても、地方の臨時交付金の交付内示がございまして、まず、それにつきまして、内示額の確定が新年度当

初予算の編成に間に合わなかったというような事情がある中で、早急に新年度から即実施しなければならぬ新型コロナウイルス対策の事業が各種ございましたので、それにつきまして計上させていただくことにしたところでございます。

○委員（瀬尾和敬）新年度予算が例えば確定した形の補正というならある意味分かるんですが、ほぼ同時にやるわけです。可能ならば、例えば委員会である程度質疑、応答があったりしてもいいような内容だと考えたもんですから、こういうことを質問したところでした。

今後もうこういうのはあり得るんですか。

○総務部長（田代健一）通常、当初予算につきましては、総計予算主義に基づきまして、1年分の必要な予算を計上するものでございますので、通常でありましたら、同一会期内で新年度上程いたしました当初予算を補正するといった事情は発生しないところでございます。しかしながら、今回につきましては、先ほど申し上げましたように、このコロナ禍という異常な事態の中で、緊急に対策しないといけない費用が発生し、国もまた同様な考え方の中で、通年予算、2年度にわたる予算という考え方をしておりますので、本市におきましても、新年度始まりましてから、即対応しないといけない事業について、臨時交付金という財源もございますので、緊急な対応ということで、このような提案の仕方をお願いしたところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑や意見は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午前 9 時 1 9 分休憩

～～～～～～～～

午前 9 時 2 9 分開議

～～～～～～～～

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳 永 武 次